

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「三菱UFJ 欧豪リートファンド（毎月決算型）」（以下「ファンド」といいます。）につきまして、左記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

一、変更内容

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合の投資制限を撤廃する約款変更を行います。

二、変更理由

昨今の欧州およびオーストラリアのリート市況の変化を受け、商品性維持の観点から、当該投資制限を撤廃する約款変更を行うことが、受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

三、変更予定日および変更適用予定日

右約款変更は、平成二十二年三月二十五日付で行い、平成二十二年四月二十三日より適用する予定です。

ファンドの受益者で右約款変更にご異議のある方は、平成二十二年二月十一日から平成二十二年三月十六日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、平成二十二年二月十一日のファンドの投資信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り投資信託約款を平成二十二年三月二十五日付で変更し、平成二十二年四月二十三日より適用します。ご異議のお申し出のあったファンドの受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、平成二十二年三月二十六日から平成二十二年四月十四日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもつて買い取るべき旨を請求することができま

す。平成二十二年二月十一日